

はたらく私たちの健康権を創造する

－ 戦後 80 年をふり返り、自己責任論をのりこえよう －

厚生労働省は、2025 年働き方改革の一環として、ジョブ型雇用、リスクリング、労働移動の円滑化を中心とした「三位一体の労働市場改革」を進め、労働基準法、労働安全衛生法、労災補償法などの大改革を一気に進めようとしています。2025 年 1 月 8 日、厚生労働省は「労働基準関係法制研究会報告書」を公表しました。この中で労働時間規制等に関して「労使コミュニケーション」を重視するとし、労働基準法を抜本的に骨抜きにする提案であり、健康を含めた労働者の自己責任が強調されるものとなっています。不十分とはいえ厚生労働省が行ってきた「働き方改革」にも逆行するものです。さらには副業・兼業を認め、スキマバイト、ギグワーカーやフリーランスといった労働者保護と規制の無い働き方が進行しています。

一方、働く人びとのいのちと健康を守る活動は着実な成果をあげてきました。国の責任を認めさせた石炭じん肺訴訟や建設アスベスト訴訟、企業責任を認めさせ隧道工事の作業環境管理を抜本的に改善させたトンネルじん肺訴訟、過労死家族の悲痛な思いを基に 2014 年制定された過労死防止対策推進法など枚挙にいとまがありません。

私たちは、戦後 80 年の節目の年、労働基準改革が進められようとしている今こそ、この間の働く人びとのいのちと健康を守る活動を歴史的に捉えなおし、すべての働く人々の健康をまもる働き方について、正面から検討を行う必要があります。今日の社会を覆う「新自由主義」下での「自己責任論」ものりこえなければなりません。そして、人間らしく働くための九州セミナーの 35 年間の取り組みの「優位性」を再確認するとともに、私たちの健康権を創造するセミナーをめざします。

大分セミナーでは、スキマバイト、ギグワーカーやフリーランスといった規制の無い働き方、兼業副業、テレワークなど、「新しい働き方と健康権」については、独立した議論を行いたいと思います。また、労働人口の高齢化、低年金や支給開始時期の高年齢化等により、高年齢労働者が急増しています。しかし、職場環境や労働条件は「元気な・若い・男性」労働者を基準としており、高年齢労働者や障がいを持つ労働者にとっては働きづらいものとなっています。さらに高年齢労働者が働き甲斐をもって働ける職場・産業が制約されている点も重要です（例えば、炎天下・極寒での道路交通誘導員など）。全ての労働者が働きやすいユニバーサルな労働の検討、「高年齢労働者の働き方と健康」についても議論したいと思います。

2025 年 5 月 14 日

人間らしく働くための九州セミナー実行委員会代表世話人会
第 35 回人間らしく働くための九州セミナー in 大分現地実行委員会